

マイナンバーカードによる保険証利用について

当院では、マイナンバーカードを利用した保険証資格確認を導入しています。

オンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップ、若しくは健康保険証の記号番号などによりオンライン上で医療保険の資格情報を確認するものです。

この導入により、マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で保険証をご提示いただかなくても医療保険の資格確認がスムーズにできるようになります。マイナンバーカードをお持ちでない方は、従来どおり保険証をご提示ください。

※公費負担受給者証・医療証につきましては、マイナンバーカードにて資格情報の確認ができないため、引続き原本のご提示が必要になります。

- マイナンバーカードをお持ちであれば、患者さんの同意により、保険者に申請いただかなくても、当院で限度額適用認定証の情報が得られるようになり、限度額以上の医療費を窓口にて支払う必要がなくなります。
- マイナンバーカードをお持ちであれば、患者さんの同意により、ご自身の特定健診結果や服用されている薬剤情報を医師がオンライン上で閲覧でき、より適切で迅速な検査や診断、治療を受けることができるようになります。

●マイナンバーカード優先会計レーンを設置しました。

マイナンバーカードをご提示いただければ、会計時の待ち時間を短縮することができます。

また、初診時のお会計で10円の負担減となります。

ご不明な点がございましたら、総合受付にお尋ねください。